



介護割増年金移行特約(無配当)

所定の要介護状態になられた介護年金の受取人に、介護年金をお支払いする特約です。

特長

1 公的介護保険制度の「要介護2」以上に認定された場合等に、主契約の解約返戻金の全部または一部を年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金をお支払いします。

2 当社所定の範囲内で、以下の年金の種類・型の中から受取方法を選べます。

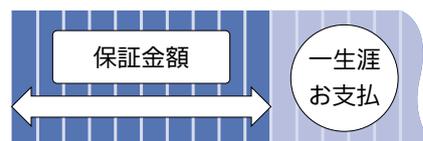
保証期間付介護終身年金



保証期間中は生死にかかわらず、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
5・10・15・20年

保証金額付介護終身年金



年金原資の金額のお支払いが保証され、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証金額割合
100%

3 この特約の保険料は必要ありません。

P6▶ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

ご契約例

【主契約】

契約者 …………… 夫
被保険者 …………… 妻
死亡保険金受取人 …………… 子



▲
妻が公的介護保険制度の
「要介護2」に認定

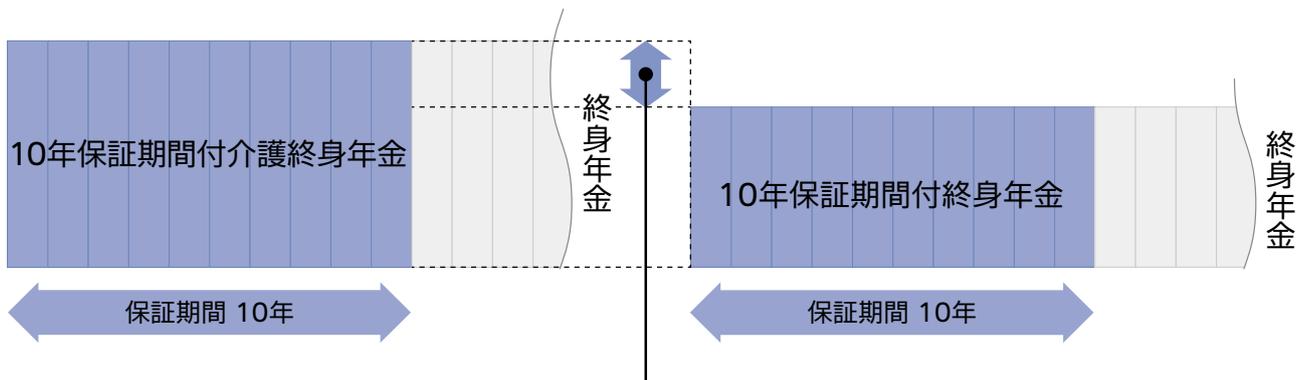
解約返戻金を年金で受取ることができます

年金受取人 …………… 妻 (主契約の被保険者)

※妻が公的介護保険制度の「要介護2」に認定

【介護割増年金移行特約*1】

【保険金等の支払方法の選択に関する特約*2】



「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加し、同じ年金種類・保証期間とした場合の年金額と比較して、割増された年金額

※割増年金分は性別・年齢等により一定ではありません。

※年金移行時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、「介護割増年金移行特約」による年金額と、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」による年金額は同一となる場合があります。

*1 年金額は、第1回介護年金の支払日における、当社所定の基礎率(予定利率、予定死亡率等)および計算方法により計算されます。年金額は、ご契約時点で定まるものではありません。

*2 年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の基礎率(予定利率、予定死亡率等)および計算方法により計算されます。年金額および据置利息は、ご契約時点で定まるものではありません。

介護年金のお支払いについて

介護年金の支払事由について(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

給付の名称	支払事由
介護年金	第1回介護年金 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ② 満40歳以上満65歳未満の被保険者が、当社所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して180日以上あると医師によって診断確定されたとき
	第2回以後の介護年金 被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき

介護年金のお支払対象となる『要介護状態』について

■ 当社所定の要介護状態

対象となる当社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

● 機能障害による要介護状態

下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「2項目に該当する場合、1項目が全部介助、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目以上に該当する場合、全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態

● 認知症による要介護状態

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表の①～⑥のうち、いずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当して、他人の介護を要する状態

	定義	全部介助の状態の例	一部介助の状態の例
① 歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	<ul style="list-style-type: none">● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。● 必ず車椅子を使用している。● 寝たきり状態。	<ul style="list-style-type: none">● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。● 誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none">● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	<ul style="list-style-type: none">● ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none">● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。● 洗身をすべて介助者が行っている。	<ul style="list-style-type: none">● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none">● 常時オムツに依存している。● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	<ul style="list-style-type: none">● 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none">● 介助がなければ1人ではまったくできない。	<ul style="list-style-type: none">● 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）。
⑥ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	<ul style="list-style-type: none">● 介助がなければ1人ではまったくできない。	<ul style="list-style-type: none">● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

■ 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態

介護年金の税務上のお取扱いについて

お取扱いはご契約形態、当該特約により指定される年金受取人および当該特約の付加時期によって異なります。

ご契約形態例		当該特約による年金受取人	当該特約付加時期	税金の種類	
契約者 (保険料負担者)	被保険者			介護年金支払事由 発生時の 税金の種類	毎年の介護年金 受取時の 税金の種類
夫	夫	夫	当社所定の要件に該当する前に、契約者より特約付加の申し出があった場合	—	所得税・住民税 (雑所得)
			当社所定の要件に該当した後に、契約者より特約付加の申し出があった場合	解約返戻金額に対して 所得税・住民税 (一時所得)	所得税・住民税 (雑所得)
夫	妻	妻	当社所定の要件に該当する前に、契約者より特約付加の申し出があった場合	相続税法第24条により 評価した年金受給権の 価格に対して贈与税	所得税・住民税 (雑所得)
			当社所定の要件に該当した後に、契約者より特約付加の申し出があった場合	解約返戻金額に対して 贈与税	所得税・住民税 (雑所得)

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額は年金開始時の年金額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年6月現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



ご契約に関する 注意事項

- 解約返戻金相当額の介護年金支払への移行は、主契約が契約日より3年経過しており、被保険者の年齢が満40歳以上当社所定の年齢以下である場合にお取扱いします。
- この特約は付加できる主契約に制限があります。
- この特約の年金受取人は、主契約の被保険者となります。
- 保証期間付介護終身年金については、この特約の年金受取人が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が解約返戻金等の総額を下まわることがあります。
- 年金開始日以後、解約はできません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ
(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>) 上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**介護割増年金移行特約**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<https://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年6月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となる可能性があります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください